

京都市訓令甲第7号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表会計室長の項第22号中「1件使用料月額300,000円以下の」を削り、同項第23号中「1件賃料月額1,000,000円以下の」を削り、同項中第41号を第43号とし、第28号から第40号までを2号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の2号を加える。

(28) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関する事。

(29) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)